

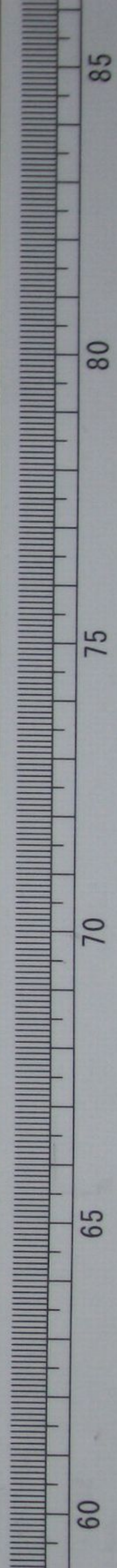
中外新聞
第十三至十九號

西垣文庫

文庫 10

7327

3



官 准

明治二年己巳

中外新聞



第十三號



[Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

特 文庫19
7327
3

西垣文庫

中外新聞第十三號

明治二年己巳五月五日

東京出版

唐國諸港稅銀并阿片烟の事

唐國朝廷の諸費これを全國より取る其歳入甚多しと雖も費用も亦夥しうるべし田畝の税を外國人より是を算計する事能わざれとも諸港の稅銀近年の高左の如し

- 甲子年 七百八十四萬五千三百六十五ドル
- 乙丑年 八百廿九萬六千二百七十五ドル
- 丙寅年 八百六十八萬五千六百三十ドル

丁卯年 八百七十八萬五千三百三十六ドル

戊辰年 九百四十二萬五千六百五十六ドル

右の通り年々税銀の收納相増すのみならず全國田地の年貢其外諸運上莫大の事あるべし然るは金庫常に充實せず毎々差支へ勝ある由定めて無益の費多き故あらん

阿片烟の輸入を兎角之を制止する事能はず實は唐國の爲に歎く可きの第一あり一千八百六十三年より去六十八年まで六ヶ年の間阿片輸入の總高三十一萬七千六百八十二担よりて^{担を云}此價銀一億五千六百五十四萬五千九百十五兩あり夫れ民口を年々増加するものなれど經濟は深く心を用ひ物産を多く開き荒地を墾闢し百工の業を盛し

一務めて國民を富ますの術を盡すは非れど常に財用不足の患あり然るは毎年此無益の物を買入れ國內の人民をして有用の財を散せしむるのみならず強壯の男子此烟を服すれど病身となりて生産を營み難きに至るを思はず諸港の役人を只税銀の年々増す事のみ心を奪えれ之を禁止する事無し此の如くよりて十年廿年も續きさらば唐國一般の衰微窮迫疑ひ無し

○亞墨利加の雜事

ニウヨルクよを大なる新聞紙局二ヶ所あり其他新聞紙の

種類多しと雖も彼二ヶ所の如きと一方を毎日六萬〇七百五十枚ツ、賣れ一方を四萬七千枚ツ、賣出す故に中々以て人工よてを字を植ゑ摺立る間よ合ひ兼る程の事あり依て近來を電氣機よて銅の活字を拵へこれを植ゑ且摺立るよて蒸氣の仕掛を用ふと云ふ

幾那キナといふ樹皮を第一瘧疾其他諸熱病よ用ひて良効多く近來を此皮より白色の鹽を分ち取り之をキニ子と名け萬國の醫家欠くべからざる物とす然るよ此品南亞墨利加よのみ出る故よ價頗る貴し英吉利人とこれを患へて其種を印度の地方よ移し植ゑよ氣候水土相適當し追々繁茂よ至り即今既よ五十一萬六千二百七十本を植附とりと云

北亞墨利加治平の後を益物産を開く事を勉め年々國産の増加する事夥し故よ四ヶ年の間戦争の費用莫大よて數多の借金有りしうども殆既よ皆済よ至れり國內産する所の

綿花ワタ一千八百六十六年 百八十五萬五千苞

一千八百六十七年 二百三十四萬苞

一千八百六十八年 二百三十八萬苞

大九一苞を四十ドルと見積りても一年の出來高九千五百萬ドルよあさる此一事を以ても富國の本源を産物よ因るを知るべし

右數條を香港新聞より抄出す

○論進士及第議 佐倉議員依田右衛門二郎

公議所日誌卷八上より其大略を抄せり今其全文を得てここに附載す

一及第の法を立てんとあらむ先づ天下の學校を立つ可き事

神田氏論する所の及第法甚よし然れ共教の本を立てずして試の法を立てる未備らざる所無きと非ずされを兩京をさらかり先づ諸州の學校を興し科目を立て各其師を撰みて教へ導くべし其師を選するを諸藩士民間に限らず天下の令して其人を參らすべき由を仰せ下されて先これを京師に試み其人を分配して諸州の教師とあす諸州の學を立てよを其費甚多るべし是を其地の高税を以て之に充つ可し

一大學校に試る可き者を先諸州の學校にて試み而て後大學に貢すべき事

諸州の學校に學生幾十人と員數を定め置きて其才を試み學校に養ふべし學に在る事三四年よりて再び之を試み優等あれば則ち京に上せて大學に試るべし志りする時を無用の暇を費さずして真才を得る事ある

べし若しさる下試無ければ大學にて試みる人多くして其煩は堪へず終は疎漏の弊を生ずるに至るの患あり

一試官を其人を得ざれば試るも益無き事

神田氏の議は試官を議事所にて撰すべきよしを載せしれ共議員等悉く其人を識りたる者あるはあらねども是も名のみにて其實を覺束無し一ノ第一條は云ひし兩京大學の教師或は諸州の教師中其學才勝れしものを官より撰みて其試は預うらせんと但し其私情にて依怙の事も有るべき嫌疑無きはあらねば議院にて然るべき者數人とこれを監するも可あり

一進士等已り科目の外は必ず時務策を試る可き事

進士等已り試は應せんとする科目の策問を言ふまでもあらず宜く別は時務策一通を試るべし是を醫學博物學よても當時は行はるべき事件は就き兩難の言を設けて其才識を試るなり藝のみありて才識無ければ物の用は立とらずと知るべし

一奇材異能の士を別は保舉法を立つべき事

天下は奇材異能の士ありて學校は學び其試を受くるを屑とせざるものありとも定め難し然る時を朝官其

人を擧げて別々其材を以て官に叙すべし是を保舉法
として擧ぐる人其士を用立つ可きものと請合ひ萬一用
立とざる時を擧げざる者を罰して其士を退く可し此
の如くおれを軽くし人を擧げざるを擧げざるを必奇傑の
材を得べきものあり

○外國新聞の譯

シエス地峽掘割の土工追々成功し去月第十八日即日本三
月七日よりビトルレーキと名くる池まで地中海の水を引き
入れたり

トルコ國と波斯國と不和を生じ既兵端を開くんとせしが
雙方國內より少く穩からざる事ありしに因て今日まで先平
穩あり

倫敦よりの信報より西班牙國の軍船キバ島に發向せし由を
申越し亞墨利加の報告より合衆國の軍船八艘大砲通計七
十七門を備へて西印度海へ發向せりと云ふ然れども不日
キバ島を争ふの大戦あるべし

西曆四月廿二日の傳信機報より英國の太子を妃と共に土耳
其の都より希臘の都アテ子へ著せられし由
佛蘭西と比利时と二國の間にある鐵道の事より付て異論出
來せしが今以て熟談に至らず

西班牙よりの新報イタリヤを以て大利部内アオスタ侯を以て西班牙王の嗣と定むべきの評議ありと云ふ

○十一號轉任の補

松岡七助昌平學校判官事に進み仙石銳雄同權判官事と任す

大原少將議長と任す森五位當分議長兼勤元の如く神田孝平副議長兼勤を命せられ小野清五郎史官と進めらる

○ 化學提綱八冊 宇都宮鏡之進譯 柳河春三校刻近日出來

中外新聞第十四號

明治二年己巳年五月十一日

東京出版

○暑中養生方心得の事

毎年梅雨の頃より七月八月までの間を氣候の變化に依て種々の病を發する事あり故に誰も心得ざる事ありら尚更日々養生方と心を用ひて豫め其患を防ぐべし故に名醫の説に隨て最肝要なる心得方を左に略記す

一日中よく可成丈歩行すべからず止む事を得ずして他出する時を笠又ち日傘を用ふべし頭を炎日と當る事大毒

かり

一 毎日身体を洗浴しトゆむん下帯寝巻かど洗濯を怠るべ
うらず是れ最要件なり

一 大酒大食すべからず腐りたる物を言ふも及とず少くも
ても味の替りたる物性合の旨くからざる物を食ふ事な
らぬ

一 半熟の菓物を食ふべからずよく熟して柔よ成たる物を
苦くならず梅桃杏の類半熟の者を砂糖水よて煮て柔よ
ふくたるものを毒無し

一 渴く時を冷水を飲む事苦くならずと雖も及て日を越し
たる水又を濁りたる水ふとを飲むべからず

水を飲むよと砂糖少くを入れ酒石酸や橙汁や或は葡
萄酒少くを加へて飲めと渴きも早く止まり日毒よ成
らぬなり

一 座敷部屋いつれもよて込めて置く事甚悪し毎日幾度も
窓障子を明けて新しき風を通すべし若し病人ある家よ
ても尚更新しき風を通す事肝要なり

但し夜風を成る可き大あたらぬ松よすべし

一 熱の出るう又を俄よ下利する事あらも速よ醫師の診察
を受くべし輕くし思ひて大病を引出す事あれを假初

の症よても油断すべからず
其外右七ヶ條に准じて養生を怠る事無うれ

○
横濱新聞紙に曰く寺島陶蔵此度會計官に任じ近日江戸に移
らんとす此人を外國の事情に通達しとる能吏あるを以て
外國人其當港を去る事を惜む者少うらず

飛驒國に一揆起りて知縣事の郎かとを打毀らしる事と既
に世上に知る所あり新宮藩飯田鞭兒 命を蒙りて其場所
一鎮靜の爲出張一段と取静め方行届き當分在留致し跡々
所置を成し異は松よと土民の願より其事を 朝廷へ申
出は處則ち飛驒の知縣事よは 仰付は由

以大利國人此頃上州邊へ發足せし由是を彼地養蠶の松子
を見且種紙を買ひ入れんう爲さるべし

ロンドン新聞紙に曰く以大利國近年蠶の病流行して生糸の
出來高大に減りたり六七年前までも毎年出來の糸大凡半
均して三百七十一萬斤ありしが近來減する事左の如し

- 一千八百六十三年と 二百三十萬八千斤
- 一千八百六十四年と 百七十三萬一千斤
- 一千八百六十五年と 百七十九萬九千斤
- 一千八百六十七年と 二百萬斤

一千八百六十八年と 百九十萬斤

但一斤を二百六十六匁にして英の二斤二匁ある

右の如く年々の出来高殆以前の半減に成るとの故に種紙を撰ぶ事最も急務と成りて就中日本産の種紙を殊更珍重すと云へり ○蠶種説を参考すべし

○

英政如何 鈴木唯一譯 第四卷出来 第五卷近刻大尾

泰西商會法則 神田孝平譯 一冊 出来

○出版條例

右一本を學校官よて印刷し頒與せらる然れども

尚普く世よ知りめんう為に附載す

一出版の書も必著述者出版人賣弘所の姓名住所等を記載すべし ○ととへ一枚摺の品と雖も亦然

此法則を犯すものも罰金を出すべし

一妄に教法を説き人罪を誣告し政務の機密を洩し或は誹謗し及び淫蕩を導く事を記載する者輕重に隨て罪を科す

一圖書を出版する者も官より之を保護して專賣の利を收めしむ

保護の年限をおほむね著述者の生涯中に限ると雖も

其親屬これを保續せんと欲する者も聽す

- 一圖書を出板するは先づちて書名著述者出板人の姓名住所書中の大意等を見一學校へ出し學校よて檢印を押して彼よ付す此れ即ち免許狀あり此免許狀を併せ刻すべし
- 一出板を願ふ者も書面中幾月後刻成を待ちて其書を納むべき事を記し若し刻成らされど別し期を延ぶるを請ふ一刻成るの後五部を學校よ納むべし

これ各所の書庫よ頒つ為めなり

- 一官よ告げずして書を出板する者并よ之を賣弘むる者あれを版木及び製本を没入す

但し之を賣て得る所の金も亦官よ入る

- 一官許を受けずして偽て官許の名を冒す者を罰金を出さしむ

但し未だ發兌せざる者と雖も亦然り

- 一重板の圖書を板木製本盡く官よ没入し且罰金を出さしむ

これとれを賣弘むる者亦同ト

- 一罰金の多少を著述者出板人の損害の多少よ準す
- 但し罰金を即ち著述出板の本人へ附與する償金とし
- 一凡そ新し船來の圖書を翻刻する者も亦專賣の利を收め

一 凡そ舊板漫滅するを見て再刻を願ふ者を磨滅の度より従て聽す

一 凡そ著述及翻刻の圖書雙方よりして願ひ出るに於てを譲り渡しを得て出板自在なるべし

一 翻譯練兵書類を専ら新式を崇ぶを以て歲月の限あるべからず且大圖を縮小し小圖を拓大し或は舊本より評注を加ふる等の如き臨時に議して本人より害なき者も聽す

一 凡そ活字にて出板する者亦此例に同し

一 凡そ圖画肖像戲作等も亦之に准す

附録

一 學校中出板取調局を設け兩學の官員相集りて免許を與ふべきや否を議決す

一 凡そ願書よても議決し難き者あれば時として草稿を出さしむ

一 學校知官事の許し一箇の印を藏して免許の檢印とす

一 學校中及於て願濟の書目を印行して書肆に付し毎月或隔月嗣出して著述者の參照し便し剽襲を防ぐ

一 三都書肆中の人を撰び平行司を置て互に相議察せしむ

一出板の法を犯す者も所在裁判局に於て科斷す

舊例出板検査の法必其稿を呈して閱を受く副本を作り遠

此より送り時日を曠くし事機は後るゝの患ありて文化を傷
する事少きし非し本局命を蒙りて出板を監するを以て議
して此法を變ト以て此患を除く然りと雖も嚴は約束を急
さずして安し書を刊行して世人を惑をさむ其害更は甚し
らん故は條例を頒ちて遵守する所を知らしむ若し條例
を犯す者を固より人々得て責る所の罪あり

明治己巳之夏四月 學校權判事附識

○出板願書の案文も次號の新聞に載す

中外新聞第十五號

明治二年己巳五月十五日

東京出板

第十五號出板條例の續き

出板願書雛形今一例を擧ぐ

二通差出一一通を檢印を押して願人よ與ふ
覺

一表題

冊數及び製本の大小

何月まで出板或は全部の内幾冊出板

右何くの事を記載仕し書よて

○書中の大意を記し之の提要を示す明白なるを要す
一切は條例の背きの箇條更に無之の間私藏板に仕出板
仕度此段奉願い若し發兌の上は尋の儀を私共引受可し
奉存い以上

月日

著述者或翻譯者

身分 姓名

住居 印

出板願人或社中

同 姓名 印

おれを連名す

若し翻譯書おれど其原書の年代人名國名を記すべし著述
者没後おれど其姓名等を本文の中よ記す翻刻の書おれど

詳し其原本の次第及び類本有と無等を記すべし其他大圖を
小圖よ爲し舊本を改正増補する等の如き皆條例に照し其
要を記して願ひ出づべし

○香港新聞抄出 印度人の話

印度國よてを愚民の習をよて禽獸蟲魚を神とし禮拜す
る者多し夫よ付て近頃をろしき話あり或る一村よてを鴈
を神とし又一村よてを魚を祭るの風俗ありしある時東
村の者西村へ來りて言ひけるを汝等何故よ吾等が祖神と
仰き奉る鴈を捕へて食するやととへ吾等よ其罪を問はず
とも神罰忽ち至るべきぞと散ると罵りければ西村の者答

て曰魚を吾等が始祖の權化し玉ふ所あり然るは先頃汝等
恣に吾が先祖を捕へて食ひし故其仇を報せん爲は汝の先
祖を食ひしなりと

○同 蛇の怨念崇りを成す話

唐國の江村墟といふ所に住する一人の民ある人より蛇酒
の製法を傳えり是を製して常に服すれば強健なるべし
との妄説を信し蛇を殺す事數十足に及びし或る時酒を
浸したる瓶の内をのぞき見んとせば瓶の中より何れも
知らず飛び出て鼻を噛み付きしり引き離ちて見れば死し
たる蛇の頭あり是より其鼻腐り落ちて生れも附くぬ片輪
は成さり物の怨念をわたりし事とぞ

世にまむしをどを藥喰ふ食する者あり益無き事あり本
文の如き怪談も常に有るべき事ならねどまむしの類を
頭は必ず大毒あり是を螫されて人の死するも頭の毒直
ちに人身は傳えり故に誤て俗説を信し非常の物を食
ふべからず○まむしの頭は毒囊ある説并に螫されたる
時の療法も次號より出し夏月旅行の人にも告知すべし

○幼院取建の儀に付奉願は書付寫

下總國千葉郡千葉町

佐倉領 百姓 重右衛門

世の諺よ一年の策を成す者も穀を植十年の策を成す者も
樹を植十年三十年の策を成す者も人を植と是れ俗語と雖
も用あるの詞とを存し爰は肥沃の地ありと雖も人種あら
ざれと耕耘を怠すべからず尋常經濟を談す者地勢の昂
低を不測して池沼を乾らすを謀り人員の多寡を不算して
新地の開墾を謀く誠は可笑の空論のみ然と雖も人種繁殖
の術を得て後とれを聞く時も又實論と變らざらばけんや
既に舊臘産婆墮胎の後諄々として 術告諭は布令を爲在
は上も愚夫頑婦も奉感戴忽ち本然の善性も立戻り可しと
必至の勢もは座いへ共不知者不信不信者不服と天下の常
情よて人種撫育も後米の大利とふ目的を顯し見せ不しは
ても舊弊一洗速に難行届可有之哉と奉存の方今 皇國文
明開化の際會は奉遭遇 天恩奉戴仕は後も大人君子と雖
も何を分ち可し哉と發憤の餘片蛙の管見を不顧忌諱味死
身中上は夫承りいよ西洋各國に於ては都府邊境に雖も數
トケ所の幼院を置き貧困難養の小兒を撫育し生長に至り
學校に於て各志す所を學び業成る後數年の定限有りて或
も官に奉仕し或も工職を勵み其月給雇料の内を以て他年
養ふるゝ所の雜費を償ひ限満れし已の儘は生父母の家へ
歸るを許し終は孝道を全くせしむる由是を以て人員年々

月々繁殖一國を富し兵を強く一隆盛極りゆく今日の姿
に至りし由其根元も人種生育の良法を得る處にして可羨
の美事と存存は今西京東京も 皇國の昔府遠培僻地の
目して教とする處ふるを以て先づ試よ東京府内よ於て些
少の幼院取建し度古語よも千金の裘も一狐の腋よ非す臺
榭の様も一木の枝よ非すと承りしへと都て會社の法を以
て東京府内有志有力者を辨解し富者を財を出し貧者を力
を出し相助けて盡力仕はるべきを不經して數十ヶ所の盛
大に至り東奥西紫も此法よ依り取建はれよ成行富國強兵
の基礎とも相成可し哉と存存は尤其諸費も許多の事よ可

有之れ一其萬と一部懐不を爲捨は尋問も下置は節を院
中規則入費の出處等仕法微細よ書取入尊覽可しは何卒此
段深くは汲量を爲在一區の地拜借も 仰付は下置幼院
取建相成はと難有仕合奉存は誠恐誠惶頓首と敬白

巳四月

○郡縣論

細川潤次郎

夫れ二主の家も必争ひ二君の國も必亂る是を以て近來の
議者一地球中須く只一君有るべきの説を唱ふるも亦過よ
りとせず況や其國よ數君有りて君權の及ぶ所復畛域無き
よ於てをや今我が建國の制を考ふるよ大小侯伯中下大夫

冬其土地人民を私有して自ら一家の法を設く所謂封建る
 る者よして猶數君あるが如し試よ一昨年前の勢を以て之
 を論ぜども 天子將軍藩主皆特權を有して一も君よ非ざる
 し而して公武の百官より陪々臣よ至るまで其事なる所を
 以て其君と一家老の臣も家老を君と一家老も藩主を君と
 一藩主も將軍を君と一將軍も 天子を君とす是れ一人よ
 して四君あり全國よ涉りて之を論ぜども幾百君ある事を知
 らず若し其弊を言む、家臣も只家老の君たる事を知りて
 復藩主ある事を知らず藩主も只將軍の君たる事を知りて
 復 天子ある事を知らず一旦其事ふる所の人方向を錯ま

る事あれど争ふて叛亂悖逆の事を助けて少しも怪む事を
 知らず却て至正至當の理とするよ至り隨て之を見る者も
 亦曲直邪正を倒置して復これを辯する事能をざるよ至る
 夫れ曲直邪正の分別を須く黑白氷炭の相反するが如くお
 る可きよ今や一切倒置して復と辯す可うらざるよ至らざ
 天下何よ由てう治まらん億兆何よ日てう安うらん是れ蓋
 し保元平治の際 皇綱紐を解き武門權を擅するの陋習
 汚風を承け鎌倉室町氏の世干戈相踵く所以あり而て徳川
 氏東照廟以來、橐鞬の久を致す所以の者を唯其勵精銳意の
 然らしむる所よして封建制度の故よを非ず於是乎近日物

高平五虎

六

議沸騰一志士扼腕して一大變革を爲すに至れり夫れ已に封建の制度を以て不良とせむ宜く之を代ふるの制度を考ふべし郡縣の論起らざる事を得ず

右第二篇より第四篇まで副刻

○新報

先日盛岡にて官軍へ降伏せし脱走兵隊に加えり居し外國人を一應吟味有りし處佛蘭西人の相違なき故去る八日佛蘭西にニストルへ引渡しに相成り外佛蘭西人の手よても八人程召捕さる由いづれも佛國政府の裁斷を受くべし然れど北地も不日よ平定よ及ぶあるべし

中外新聞第十六號

明治二年己巳五月十九日

東京出版

箱館新報 ○ヘラルド新聞より譯し出す

ケトロゴンと名くる佛國船箱館より横濱に到着せり此船中を幽閉せられし佛蘭西人數名あり是を皆脱走兵と與せしものある故に今度悉く召連れ歸りしなり此輩を多分罰せられてサイゴンの戍兵とあるべしとの風評あり此船出帆の頃までを官軍と脱走兵との戦争全く止まざりしが脱走兵の方追て敗軍の振子おれを堡其外共追て官軍

の手よ入るべし

横濱より歸り来りし人の話よ右佛船の中よ日本人多
人數乗り組居る由よ付右日本人見改めの爲よ役人越
いへとも佛の船將堅く斷りて人を入れず依て一兩人
、裁判所へ呼出し度旨掛合中の由

一説よ去月下旬脱走兵大擧して官兵の籠りたる福山城
を襲ふ官軍を勝ほたりとる儘よて備へ怠りしを不意
を打されて大敗し死傷夥しと此説諸方より吾等新聞社
中へ報告ありしが時日詳ならず且慥なる官報を聞きさ
れを其真偽を決する事能はず

附 脱走方よてアビートル船を第二回天と稱せしよし
横濱新聞よ見えたり回天を原名イーグル蟠龍を原名イ
ンピロルなり

○ハイヨウ丸破船の事○別段新聞より譯出す

此船もと日本へ買入れし船なりしが近來外國
へ買戻し運送船となりて日本海を往來す

去る八日蒸氣船ハイヨウ丸兵庫を指して出帆せしは第
八時十五分の頃船の速力十五ノットよて進行するの間

按よノットといふ語を船の速速をロフといふ器よて測り
定むる名目よして西洋一時即ち我半時の間よ英國里法

十里の速なれを十々トといひ十五里の速なれを十五々トといふなり

浦賀沖プライモウト、ロックと名くる岩礁の東側にて沈没せり此岩礁は當ると見えしや否や僅七ニニートの間に乗組の人数も荷物も悉く魚腹の葬となり嗚呼哀哉

プライモウト、ロックを西洋人の附けたる名ありおよそ海上の島岬岩などを谷國の人其心覺えよ自國の語にて名を附る事あり此岩礁を三浦岬の邊あるべし

此船は日本人も廿余人乗組み居しが大抵皆沈没せしならん免れたる者を僅に十中の一二は過ぎざるべし元

來日本海よりくれば岩多く且不意に颶風の吹く事ありて熟練の船人も過ちて難に遇ふ事稀ありとせず航海者最深く注意すべし殊更此船は日本の荷物多分積込みありしが海上損亡の請合料を下さざりし故に皆荷主の損失とあるべし

海上損亡請合の會社を西洋人通商の港より必これ有り西洋旅案内等の書に見えしれども更に注せず

○正誤

第四號の四枚目よりムルを女の名と注せり英の公使館に在る英人某告げて曰ムルといふ詞を飾りの名にて女の

尊稱ふるべし人名よを非ずと
第二號の四枚目ニ佛のコンシールとありしを英のコンシールの誤ふり

去月ニ横濱港碇泊の外國船甚少なりが此節追々相増す
四十二三艘あり當年も生糸種紙新茶輸出の時候なる故追々輻輳すべし然れとも輸出すべき荷物極めて少し
在留軍船を英六艘佛四艘亞一艘蘭一艘通計十二艘あり
大坂よてを和蘭人がラタマの差圖よて化學并に理學の稽古場普請追々出來近日開校よ成るべきよし右學校の任用掛を田中芳男ふり

有名の佛人モンブランを久く大坂に在りしが七八日前横濱よ來著せり

○紀州侯上書の寫

武家大權を操り人臣 皇土を有す名義の紊亂もとより論を待たず二君一民天下其方を兩よす何を以て綱紀を張り萬國と並立し文化の治を致さんや是即徳川慶喜政權奉還の因と來る所り然而して封建世祿の制俄に變ト易ウラズと雖も方今の勢舊制に因仍し各藩各自の政令を施さざれば國の政體偏頗區殊國力隨て分裂せざるを得ず又何を以て綱紀を張り萬國と並立し文化の治を致さんや故に列藩各

其封土を奉還し萬機 朝廷は歸し政令悉く一より出しめ國
 力合糾鬪州協和於是乎始めて綱紀を張り萬國と並立し以
 て文化の治を致すべし先覺の諸藩此は見ありて版籍歸
 朝の表を獻す臣茂承惟は是天地の公道よりして郡縣の制
 て所不可已固より多言を待たざるあり故に臣先づ今日版
 籍を奉還し毫も政務は關わらず速に府縣を置き官吏を下
 し賜ふを待つのみ若夫臣の身を海岳の恩眷を以て近侍の
 末より列し洒掃の役は充てられむ僻陋の武弁揖讓の儀は嫻
 ならずとも雖も誠意鞠躬敢て 隆恩の萬一を報し奉らざらん
 や抑客歲藩政改革の命を奉り乃藩臣津田又太郎なる者を

撰擧し一之と相詢り世祿を廢し門閥を破り四民混一賢
 能擢庸の途を開く自らら以爲らく大に 朝旨は戻らすと
 但今後の取捨を所賜の官吏の政は在るのみ臣茂承不肖謏
 劣を顧みず敢て再び微衷を陳て謹對す誠恐誠惶昧死百拜
 己五月

○郡縣論之二 第十五號の續き

昔帥府數百年所有の政權を 朝廷へ返り奉り遂に以て新
 政をなす是れ實は美事なりとせむ何くは往くとしてり此
 理は由らざらんや帥府既し帥府の權を返す天下諸侯も亦
 其權を返さざるの理無し苟も諸侯其權を返す時を郡縣の

執成る事少し難きも非ず然るは今郡縣の制を用ひんと欲して或を行をれ難きを患る者を益し諸侯たる者其土地人民を失えん事を恐れ藩臣たる者其禄位を失えん事を恐れて憚る所あるに似たり此の如くおれを郡縣の説を大に人情よ悖る者よして固り行をれ難るべし今臣の考ふる所の法は扱れを復此患なくして甚便宜なる事多し其法諸侯を其土地人民を以て 朝廷の有とあし 朝廷よりを公例に治て其地の租税を收め従前與ふる所の石高を賜ひて其俸給とし藩臣を皆 朝廷の臣として本禄を賜はる舊來に比するに少しも耗損する所無くして衣食玩好の欲を充て、乏きを患へず軍國の大事士民の雜務に至るまで聊か念を縈ふ事無く優游暇豫よして無上の閑人あり其人用ふべきの材あらを固より其貴きを失えずして直ち官階に升るを以て閑散曠廢の憂を抱かず而して其藩臣たる者も亦其禄を失えずして位階を前より比すれを更に貴く復奔走拮据して役隸の如き業をふさず其暇力を用ひて文武の諸學科に従事することを得べし此の如くすれを後生晚進を皆其材に隨て登庸せられ全天下に涉りて功名を取るの路を開く庸劣の者を少しも事に関わらずして力を家事に専らよする事を得べきを以て仰事俯育よ於て亦患ふる所無

諸侯の爲に之を計るは固より良策にして藩臣の爲に之を計るも亦得計に非ざる事無し然らば則郡縣の制を用ふるに於て何の憚る所あらん

昨日箱館の松子并に佛人ブル子等の一件は付委しき新聞一通を得たり紙數限ある故に第十七號に出すべし

中外新聞第十七號

明治二己巳年五月廿五日
東京出版

金札議

細川潤次郎

正金ありて後金札あり金札正金と並び行はるゝ事固より論を待たず然れども引換の法立とさるの間は金札の行はるゝ事理を以てせざりて勢を以てす勢を以て金札を行ふ事權を以てこれを驅るゝ非れを不可なり新鑄の貨幣成り引換への法立つべきを固よりこれを令甲に掲げされを理を以て金札を行ふこと近きと在りと雖も姑く權を以て

これを驅りて以て之を行しめ以て一大疑團を破らざる
事を得ず此の如くするの法如何曰姑く正金を停めて只金
札のみを用ひしむるも若くす此の如くすれも則ち他物を
以て比較する事無きを以て又差等を生ずる事無く政府の
符號は權ありて民心始めて定まるべし或人の曰子言説の
如くせむ恐らくも民間日用は供するも足らざる患あるべ
し答へて曰固より宜しく然るべきを以て更も多く金札を
作りて供用の額に至るべし日よ定額を設けて正金と引替
べし正金收め盡さざるの際よ新鑄の貨幣も亦成るべし或
人又曰國內の流通も此の如くして妨げ無し然れとも開市
の地よ於ても外國人金札を取ることを許まざり曰これを拯
ふの法いとゆるバンクある者を設くべし今設くる所のバ
ンクも猶政府の一部の如き者よして之を各所の裁判局よ
屬し外國人我が物を買ふんと欲せし鷹洋を此よ出
して數の如く金札を受く國人外國の物を買ふんと欲し又
金札を此よ出せし鷹洋を受く此鷹洋も紙よ
て所謂バンクノートの類よして可なり然る上も雙方互に
紙を以て取引を爲すべし又貨幣の品類佳惡を論ぜ
使用輕便よして碍りなく且奸商私販の弊を防ぐも足る
或人又曰我が買ふ所彼の買ふ所と數相均しければ其數相

消しと足れり若し我が買ふ所彼の買ふ所より多けれどか
何日今輸出輸入の二品を較ぶれも輸出品既より多し況や目
下生糸蠶卵紙茶葉の類將より陸續輸出せんとする時あるを
や 己巳五月

○外國新報

亞墨利加合衆國よても去々年北方域羅斯領二萬五千方里
の地を買ひ入れしは此地よも有用の材木及び石炭ある
を以て其開發より取掛りし處石炭の出る事初めし思ひしよ
りも甚多く其上或る川上よ於て是まで域羅斯人の知ら
りし黄金坑を見出しより依て數年を出てずして此地を買
入れし費用をも取戻すべく後來莫大の利益あるべしと
云ふ諺よ運の向ふ所を錦上よ花を添へ雪中よ炭を送ると
いへるも亦うべあるうか

和蘭のフンビルゼ子ラールよて久く日本よ在留せしる
ポルスブルク氏此頃恙なく本國へ歸着せし情報あり

蘇格蘭のガラスゴウより亞弗利加洲の西岸よ直達する蒸
氣船路新よ開けて往來絶えずあり

英國よても北亞墨利加のカナダ地方よ少年の女子を移し
人種を化育するの計議ある事既より川度又亞墨利加の
西部よも五歳以上十歳以下の女子を移住せしむるの評議

あり

亞墨利加のカリホルニヤと唐國香港との間の海路往來益
威よしてよ一千八百六十八年一ケ年の間亞國より香港よ
來る者人數四千零三十三人荷物六千八百五十六トン香港
より亞國よ往く者六千零六十一人荷物一萬一千九百三十一
トン是よ依て蒸氣船會社よ收むる運送賃八十萬四千二百
六十トルふり往來の日數を平均して亞より來る時も北八
廿及北一小時香港より往くよを廿九日及北二小時ふり

譯者曰蒸氣船會社の利亦大なるを此船亞人の手よ在
れも亞人の利ふり唐人の手よ在れも唐人の利ふり只此

二事を以て試よ比較するも十數年の間彼此の得失果一
て如何ぞや蓋し互市の利を彼此互よ相往來すれも各半
の利を得べく甲乙兩國の間は常よ往來し乙も只自國よ
のみ坐守して他邦よ出る事無き時も甲の得る所必ず乙
よ加倍すべき事發辨を費さずして知るべきのみ世の通
商互市よ志し國益を計るの人須く先づ意をこゝよ着く
べきふり

英國よて甲必丹コメル、の支配する大鐵皮船モナルチよ
載する爲よ新よ至大の砲を造れり口徑十二インチより
て彈の重さ六百斤と稱す矢張施條砲よりて口より彈を裝

入すと云ふ

西曆四月十二日和蘭の造船場にて蒸氣船船號ラシン新日出
来上りて船おろしをふりたり此船も日本朝廷よりの詔
へよて其工作を監督せしフローム氏も先年日本の爲に開
陽丸を造りし時工長の助役を勤めし者あり

亞墨利加合衆國の醫師ヒウソニ氏乾きとる土を細くし篩
ひ是を以て切癩を療治するの新法を發明しヒラデルヒヤ
の病院にて試験せし頗る良効ありと云ふ其詳なる事を
本人の著書に就て見るべしと

○横濱新聞抄譯

五月十七日英國飛脚船入津し左の報告を得たり

亞墨利加より使節モトレイなる者を英國に遣はしたり右
も先年より談判今以て相濟まざるアラバマ船の一件あり
此度の決答によりても亞英兩國の間は兵端をも開くべし
との評判まち／＼あり

日本及支那に在留する英國兵隊の總督ブランクル死去の
後ユロ子ルハルマン暫く其代りし兵隊を指揮せしが此度
ブランクルの跡役をマギールゼ子ラルズイトヒールドに
命ぜられたり

三エズ峽を今年第八月十六日佛蘭西帝通行の節其成功を

告げんが爲に用意専らなり

支那の使節蒲氏今猶佛國に在り近日宇漏生及我羅斯の都
よ往き其後英國に歸るべし

今日六日箱館を出帆せし船此港に入津す其話は六日まで
も箱館いまは落着く至らずと云其後の事を今日に至るま
で確報を

十六號の末は佛人ブル子等の一件を記しとる新聞一通
を得し趣を記せり然るは其文を遠近新聞第七號に出と
るを以て重複を厭て之を略す

此度制度寮に廢止の相成は由よて森五位を學校官判事加
藤弘藏も同權判事水本保太郎を一等教授に 何付神田孝
平を改めて下院の副議長に 何付由

○南亞墨利加大地震の事

前年を以大利國の左ヒウス山焚燒し火漿を吐出しとり
しが幸ひよして火口より海面に向て多く流出せし故に土
人の損害とある事甚しうらさりと今年又諸國に地震あ
り跡中南亞墨利加のペーリ國よても地震の爲に難を蒙
る者多くこれあり依て英國と北亞墨利加合衆國より數
十萬金を送りて賑給せし由

○
 開成學校の附屬地雜司ヶ谷よ在りて物産方草木培養の用
 よ備ふ近日開墾成業の後むペーリル一國の鳥糞を取寄せて
 肥しとふし其効能を試んと欲す右鳥糞を西洋名ゴアノ或
 又ヒアノ又ギアナとも云ふ其說新墾月誌卷二よ見えと
 然るよ其用法及効能を記しよる詳ある川子を得とれど近
 日此新聞の次號よ抄出し彼の月誌の缺を補えんと欲す

中外新聞第十八號

明治二己巳年五月廿八日

東京出版

○孝子利兵衛傳 佐倉藩士長谷川高經撰

孝子利兵衛も下總國印旛郡長慈村農かり高五石あまりを
 持よ貧民よして家族九人を養へり生業よ怠らすされと
 も家極めて貧しく父を世を早うして母もことし九十六歳
 の上壽を保らぬ利兵衛歳五十あまりなれとも自ら老をい
 ます世よりいよく働く家も貧しけれともその色を見
 せず母常よ酒を好むをもて日毎よ口よりかへる魚味を調

してこれをすゝめ春を花の本よ誘ひ三伏のあつき日を傍
より打あふき田舎も蚊蠅多ければ已ら蚊帳をと不しけれ
とも母よも巳の時をうりの蚊帳を垂れ夜とゞも一枕をも
あふきて眠りよ著うゝむ秋も耕作の入りの多きを告て少
きをいもす冬も老さる人も眠りよつぐこと遅きをもて夜
とくるまで妻子を打つとへて手業のおべよ世の中のこと
何くれとなく物語して其徒然を慰め寒き夜をうねて心々
まへしてよき酒うまき魚を儲けて常よりもこちとくこれ
をすゝむされとも母も酒を好めるまゝよとゞさなく言罵
ることあるも一言も敢てとらをもすをうゝき物語よいひま
きらゝ終よも母もおもむす突ひ興いでやみぬ衣服を寒き
暖き時は應し身よまととゞ日用の品もその好みよ任せ之
をよてまつり湯あみ廁のことは至りてもおみくゝのもの
おし難きも妻子よ任せす自らよく勤めて倦むことおし業
よ出る時を必ず其子細をつけつま子らよおほせて餘のこ
ともおきて老母も勤めよといまゝめ入る時も高履のまゝ
先つ歸を告げ安否を問ふそのさま幼きものゝ母をよとへ
るゝ如し役よさくれて勤むるの間母の事よとゞも思ひや
ます衆よ先立ち勤め終りて其歸るを早うして母よ仕へん
事を欲す已ら吹とちと出る時も役畢れを衆よ謝して歸路

第十八號
を急ぐ或時友とち利兵衛を難していふ和ぬし何かれを朋
友のまゝとりを捨世俗のつき合といふ事をしらす歸路を
のみ急ぎぬるやと答ていふわれ朋友は信おきことをしら
ざるよもあらずとこじふみ不幸よして父を失ひ仕へ申す
の日おきこと日頃うかすと思ふ所おりされともいまは幸
よして年老さる母おれをせめてをそれう在すの間を心の
及ふちきりを仕へとやと思ふよこそ朋友の交りも疎うよ
おりさるれさりとて我役よ出て勤むるの間友とち休ら
ふといへとも我を勞して逸を好ます人の勞を助けん爲身
一人を以て盡すのみ我志を憐みたまひてをやく暇たまひ
おんと打涙くみて言ふよそ友とち等其言よ恥ちてうさね
て彼を非おるといふものおし斯く行住坐卧よ心を用ふる
こと世の常おらね能く教ふるよよあらねとも一家の男
女下うれ夫婦よ孝を盡すことうれう母よ仕ふるう如しき
れも老母八十九よ及ひしと藩侯郡宰よ命ありて養老
の仁恤あり先の年すてや兩度の賜物ありき母の喜ひをさ
らおり利兵衛よ天よ拜し地をわらみ喜ひうきり無うり
とかり大孝純粹の名よしわれも天監おやまよすといふへ
きう近隣よ言ふよ及もす遠き村落まで孝子の名のうく
れおりしうを明治元年丙辰の春村長數人連署してその

孝状をナせしよそ藩侯きこしめし同じき五月某の日郡佐
渡部又十郎郡吏池田善十郎孝状を奉して利兵衛を郡廳よ
召しその純孝を賞せられ米穀の賜ものありくりけれも
彼り高目も更かり老母家族のよろこひとふるよ物かく
藩侯の存す方を伏し拜み感泣してぐますりの賜りよ米
を馬よ負せせて家よりふるよ鈴の付きよるをもて速くひ
がきて聞へけれもす孝子利兵衛のりへり來れるもとて
一村の男女余のはとりよ出てむらつて或はおろみ或をふ
きてしもしよよみもやまさりしとそ予一日彼村よ至りて
傳聞を疑ふよもあらぬと尚事の實を尋るよ前よ聞しよ異
らず感賞のあまりその拙きをうへりみすいさく筆よの
せてその傳を作る

○箱館戦争の事

五月十五日箱館を出帆也し亞船の報告左の如し
箱館の景勢彌以て切迫し及び官兵の勢益盛なり脱走方の
軍船三艘の内田天もストリゾールより放ちし彈よ中り
て粉碎し燔龍も誤て洲へ乗り上げて破損し千代田も元來
古船ふれも追々破壊せり只長鯨一艘のみ即今モロラン港
に在り ○モロランを箱館の北浦の入海あり
陸軍既よ龜田の五稜堡よ通り箱館よても一砲臺を採取り

とりと云

○郡縣論之三

大小侯伯政權を奉返天下の大權一途に歸し四海一君億兆を統御し名正しく事順ひ久安長治の勢宜しく富強よいて之を四維するが如くふる可し然りと雖も歴世繼統の君必ず喜怒哀愛憎節ぶ中らきること無きを保する事能はず雄略孝謙の如き史臣其失徳を諱むととを得ず若又不幸よいて昌邑東昏の如き人あらむ其政四海に遍く全國の民其禍を被り其害復に封建の上よ出づ可し之を譬ふるに歳に水旱あり水歳よも卑下の地災を被り旱歳よも高燥の地災を被る若し其國よ卑下の地高燥の地と相錯をらしめむ水旱の災よ遇ふとも只常額の半を失ふ可し之を憂ふるものありて全國の地を以て悉く卑下とし或は高燥となきも常時よも收むる所倍すと雖も水旱の災よ遇ふても悉く常額を失ふ可し地の一樣からざるも猶封建の如し地の一樣ふるも猶郡縣の如し歳よ水旱あるも猶人主の賢愚あるが如くよして米額の多少も即民庶害を被るの大小に類す是を以て古今の説者多くて封建の論よ左祖して偶郡縣の制を良とする者有りと雖も此弊を去る事を論する者無し苟も此弊かゝらしめむ經國の良法其右よ出る者無し或人其法を問

ふ曰く帥府侯伯皆其政權を有せざりて之を天子は歸す天子も亦宜しく之を私有せずして天下と共にすべし此所謂君民同治の法にして開明の諸國之を用ふ議法の權を以て議法官は歸し行法の權を以て行法官は歸し司法の權を以て司法官は歸して一も天子の權はあらざる事あり萬一差錯ありと雖も罪天子は在らずして萬民其謗を分つ方今廢議専ら此大本は據るを以て將來業成らば従前郡縣の弊あるべし又之を譬ふるは治農の人有りて卑下の地は多く渠堰を設り高燥の地は多く瀦水を置き水旱の災を免れしむるが如し

其四

天下の人已は郡縣の制利ありて弊なきを見む列藩先を予ふて還封の請ひあるべし此の時より方りて國の大臣は其快は堪へずして漫之を喜て猝之を許すこと勿れ何者國典未だ立さずして府縣の政も亦未だ具ならず所在の小吏姦蠹甚と多くして其民は若も亦豪猾にして化を授するを喜び之を概論するは府縣の政列藩は比すれど及ぶざる事遠きこと甚し今日府縣の數多うらずと雖も牧民の官其人は乏しきの患あり東北の地はも新は府縣の設けあり此等の處へ人を遣はるはも已は若干の員を増加す可し若

一朝夕して天下侯伯の地を擧て府と爲し縣と爲して之が
宮吏を遣らむ其人未だ必ずしも其撰の中らざる其治未だ必
ずしも其俗に適せず紛々然として徒に變更を事とせむ其
害智者を待たずして知る可きあり故に列藩中の還封を請
ふ者も直ち其藩主を以て守令の任に充て藩臣の政に任
する者も各官若くも各郡の掾丞等の如き任に充て從來封
建の人を動らさずして郡縣の勢を成す可し此の如くふれ
ども所謂假借の法にして封建を改め郡縣と爲さんと欲する
の際慣用するの手段あり

中外新聞第十九號

明治二年己巳六月五日

東京出版

或る殿上人の話

主しも若年よまゝませども文學を好ませ玉ふ此度

御東幸の由道すぐら吉原の驛にて供奉の公卿諸宮人は富
士山の歌をよみて奉らしめ玉ひぬ又此頃東京の畫家菊池
容齋のうける畫ども

天覽に入れり彼翁も今畫家の巨擘たること間然する無
し其學才識見あるも嘗て著せる前賢故實を見て知るべし

然るに圖らずも其畫の近く

獻覽に成るるも實に翁が老後の幸と謂ふべしと

○郡縣論

水谷忱

先般より諸侯累々として奉還版籍の上長あり 朝廷之を
容易に納れず群臣に下議し其輿論に決せんと欲す何ぞ其
れ上下至公の美あるや然りと雖も 忱 竊に謂らく上長果して
て其誠意に出来るや將其性を矯むるや未と知るべからざる
あり如し果して其誠意に出づるも一己の專斷に非ざりて
其家臣と熟議するや將重臣の裁決よて君を與り聞かず
唯上表署名のみや亦未と知るべからざる也然らと一旦

廷議郡縣に決せし苟合雷同の諸侯翻然自悔し或も其重臣
を難し或も群下の爲に窘られ又も家臣朋黨を結んで相讓
責し舌戰縦横其極恐らくも内亂に至らんや既にして忱復
謂へらく必ず然らず何とかれも諸侯孰も封土を愛まざる
者あらんや然れとも勢機に違ひ時宜と柄鑿し強て之を登
むの弊や封國割據政律各異是に於て四海の内 王化周流
浹洽を得ずして國力實に乏國力分隙あれば五大洲の茫渺
たる豈其虚に乘ずる者無きを知らんや是時に當り我が舉
國の浮沈安危預料るべからざれや區々の封土固に論する
は足らざる也今諸侯君臣益々斯に鑒あり是故に寧封土を

奉還するも兄弟力を戮せて父母を擁護し以て全家堅牢の
安きよ若うずとの意あるべし果して然らむ郡縣の今日よ
急かるや必しも群議を待つ可うらす而して今の諸侯君臣
よ處するの道之を如何せん曰く諸侯を各舊任の地を易へ
不肖幼弱を除くの外其器局よ隨て大小の知國事と為し其
疆界隘濶難易を量て職俸を賜もる差あるべし別よ賜ふ可
き世祿の采地も亦多寡不同と雖も上等一萬石よ踰ゆべし
らす其家臣の如きを皆 朝士の班よ入れ各自舊祿よ基き
て至當の歳俸を賜もり今日土着の儘知國事の屬官よるべ
し其知國事あるものも政蹟よ由りて黜陟の典あれも自ら
國地易もるべけれ共屬官よ至て故と一藩士同任よて動も
すれを舊章よ泥み自ら一新の道よ果決無けれを勤惰の褒
貶必しも其地よ限らず知國事よ效ひ往々方所を易へ何
れの國も各士雜任し討論參差最可あらん歟

己五月

○外國新報

亞國ワシントン府四月廿三日の報告よ曰今朝モバ島より
の書状よモバの兵と西班牙の兵と烈下き戦ひあり亞國の
ゼーラルダマン援兵を出して大よ西班牙を敗る死傷甚
多し亞國方よも手負死人合せて凡四十五人ありしと云ふ

即今ヨルダンの麾下に大砲隊も附屬し銃卒も新式のライフルを携ふる者一萬七千人あり

又ニウヨルクの報告に四月廿二日ゼ子ラルオド子ル西班牙人との戦ひに討死せし由右を去る一千八百五十七年南北戦争に陣没せし有名の大將オド子ルの子ありと云ふ。電機信報に英國と佛國と會盟して是班牙を助け亞國と敵對する約束を定めし由を來れり然れども此報告をいまだ信疑を決し難し

或も曰ペーロ一國より二艘の大鐵船を出してキバ合衆國を助くるの用意を為すと

青眼外史按るにキバも其長さ三百里の大島にして大さ殆ど和蘭領の瓜哇島と同く物産頗る多く海船輻湊の地あり古昔是班牙の威ありし時を墨是可以南南亞墨利加之地方大半皆其領地たりしと斬く叛き去りて方今僅にキバポルトリコハイチの三島を餘すのみポルトリコと小島よりして他の二島の比にあらざハイチを頻年叛服定まらず今若し是班牙人キバを失ふ時をハイチも亦反きて之を合せん事疑ひ無し故に是班牙に在てを力を竭して之を争むざるべからざるにキバ人苛政を因みて自立を謀る事一朝一夕の故に非ず現在墨西哥可智里白雲

の諸聯邦皆是班牙の舊領地にして彼の羅東を免れざる者かれを力を合せてキバを助けんも亦知るべからず加之英吉利と北亞墨利加との際アラバマ船の一衅端有れを彼此兩黨に分れて大戦争を起すまときものよもあらざ尚後の新聞を待つのみ

北西墨利加より英吉利と相通する雷機報告の定價今年第七月一日より十語は付ニポウンド十語以上を一語は付四シルリンと極りたる由

一ポウンドを四ドル八分よあたる一シルリンをポウンドの五分一あり

○蝦夷地産物考略

柳河春蔭 述

蝦夷地開拓の事は付ても建白書及び考説の類も多く出て士君子の既知に係ると雖も今度重ねて御下問有り一はよりて更し新し之を議すべき参考の爲しやあらん吾が榮扉を叩きて鄙見を訪ふ人屢とれあり吾足跡未だ嘗て其地よ到らず何し由てり其詳を知らん只先輩及び友人は聞く所を録して以て扉を叩くの人よ應ずるのみ大方博識の賢よ供せむ只醫統を蓋ふの料よ充つべきのみ
石炭及び諸金坑の利益一これあらん只其人を待て行ふべきのみ故は姑く之を論ぜず

漢名青魚 我々邦人と之を後視すれとも外國よても
頗る佳好の交易品なりサルヂニヤ國のいわく和蘭英吉
利等のよしんも洋外諸邦通して食料とせず今其漁獵の
時を撰び外國の式に隨て鹽漬油漬とあり交易品の一に
供ふる時を其利少からざるべし

鯨獵 往年箱館在留の亞人嘗て試みとれとも漁人の巧者
無かりし故に利無くして止みぬ然れとも友人飯田叔音
嘗て紀州熊野浦の鯨漁に馴たる漁夫輩を伴ひ彼海濱を
巡見して其必利あるべきを鑒定せり

材木 其多き事勝けて代り盡すべからざる

苧麻 自生の者多し織て布とすべし尚布に織り紙に漉く
べき植物の類皆採りて益あるべし

消石 漁獵を盛よすれと必ず腐敗すべき汚物夥く積累す
是より土を和し且糶水を燒きて灰とありて之より加へ積み
て丘の如くふし置く時も二三年の後夥き人工消石を得
べし扱消石を取りとる滓土を即ち耕稼すべき良性の土
あり是れ只少しの人工を費すの夕よて一舉兩得の策あり
此地の氣候寒しと雖も麦を種れと必ず熟すべし且土
地漸く開け人烟益多ければ氣候も自ら温和し成り行
きべし更七ありて木勅物の腐朽体無くれば消石速し成

らず蝦夷地に在ては消石を造る事最便の手段とす
此他考説近日續刻

◎追加新報

官軍の飛報に箱館亀田數度の烈戦終に官軍の全勝とあり
殘兵皆降服し五月十八日平定に及びし由
悦兵度と箱館の市中に放火せしが幸よして焦土と成らず
運上所外國人住居等類焼無き由尚委しき事を次の新聞に
出すべし

去る此七日を横濱に入津せし外國の高船軍船合せて十六
艘帆檣海に列り祝砲の聲天に轟きしなり

明治二年
官許刊行

柳河氏藏板

發兌

東京本町四丁目

土州屋惣七

